

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年12月20日（月） 午前9時40分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長、田中委員ほか議長を除く議員16名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 田中委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長・岡本補佐
8. 協議事項
12月定例会本会議（12月20日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前9時40分 閉会 午前10時1分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年12月20日

予算決算常任委員長

吉津弘之

記録調整者

山下賢三

吉津委員長 本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで手を挙げたままお待ちください。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 15 号「令和 3 年度 長門市一般会計補正予算（第 8 号）」を議題とします。審査は、歳入・歳出予算を一括して質疑を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永健康福祉部長 それでは、本議会に追加議案として提出しました補正予算について補足説明いたします。子育て支援課の所管となります、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の追加給付分は、予算書 10 ページ、予算説明資料 1 ページに記載しておりますが、先週 15 日に国から指針が示され、その中で給付金の支給方法として、当初の政府方針である「現金 5 万円を先に給付したのち、5 万円のクーポン券を配付する」とした方法に加え、新たに「現金 5 万円ずつを 2 回に分けて給付する」方法と「年内に現金 10 万円を一括で給付することも可能とする」方法が示されました。また「補正予算の成立前や支給要領を発出する前に、自治体による給付が行われた場合でも、給付対象者や給付金額等が適正なものである限り、事後に地方自治体に補助金を交付する」との方向が示されております。これらの指針に基づき、本市においては、先行分の 5 万円と追加給付分の 5 万円を現金の一括給付とし、公務員を除く児童手当支給対象者については、先行給付分の支給日に合わせて 12 月 24 日に現金 10 万円を一括給付するために、このたび子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の追加給付分にかかる必要な経費を予算計上させていただくものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今、光永部長からも補足説明、先ほど本会議場で市長の提案説明がございました。私は確認というか、お聞きしたいことが 1 点ございます。先ほど給付方法についてご説明がありました。先行分の現金 5 万円と 5 万円相当のクーポンによる給付、先行分の現金 5 万円と追加分としての現金 5 万円の給付、

そして年内の現金 10 万円の一括給付の 3 つを選択肢として国が示しましたね。これは、国が、そうは言いながら「クーポンを」というのが原則としつつというのがちょっとあるんですよ。うちは 3 つの選択方法の中で、現金の 10 万円一括交付を選択した理由というのがあれば説明していただきたいと思います。

平岡子育て支援課長 追加分の給付金については、まず子育て世帯のニーズとしましては、クーポンより現金支給であると考えております。本市においてもそういった声が届いているところでありまして、こうした子育て世帯へのニーズも国の方向転換の要因の 1 つではないかと考えております。また、追加分は令和 4 年春の卒業、入学、新学期に向けた支援となっておりますが、クーポンの場合、早くても 3 月下旬の支給開始が想定されており、4 月にずれこむことも考えられ、たとえば小学 1 年生のランドセル購入には遅すぎると思います。それから、クーポン選択による地元の商品券を発行した場合、子育てサービス提供事業者に限られ、利用可能な事業者も多くないことから、支給対象者には利用しにくいものになると想定しております。現金、クーポンいずれにしましても、子育てにかかる商品やサービスに利用していただくものですから、利用者視点として選択肢が広がる、多いことが喜ばれるものと考えており、迅速性や利便性からも現金一括支給が一番であると考えております。なお、現金を 2 回に分けて支給する方法ですが、現時点、現金一括支給が可能な段階であり、振込手数料も 1 回分で済むなど事務費の軽減にも繋がります。以上のことから現金の一括支給を選択させていただいたところでございます。

中平委員 林委員の質疑に対する平岡課長のお答えにもありましたけれど、事務費、11 月 29 日時点 560 万円でした。ただ、これをもし現金 5 万円、もう 1 回現金 5 万円としたら事務費の 560 万円がかかるという認識でよろしいでしょうか。

平岡子育て支援課長 現金一括支給と現金 2 回に分けた場合の事務費の違いでございますが、決定通知と振込手数料が 2 回かかることとなりますので、その経費がプラスでかかるというところで、約 28 万円くらいの差が出るというふうに考えております。

田村委員 支給対象についてお伺いをしたいんですけども、18 歳以下の配偶者を有していない者に対しての支給ということになります。これ、通学をしている者と就業している者の区別はあるのでしょうか。

平岡子育て支援課長 支給対象者につきましては、結婚されている方は対象にならないというところで、就職されているとかそういった方は全て該当になります。

田村委員 分かりました。それから、支給対象人数ですけれども、今回の補正 1 億 9,000 万円出ておりますけれども、これを 5 万円で割った数、3,800 になりま

すけど、3,800人が対象ということでお考えでしょうか。

平岡子育て支援課長 ただいま申されましたとおり、3,800人が対象人数を見込んでおります。

ひさなが委員 先ほど中平委員からもございました事務費の件につきまして、先ほど現金分割と現金一括だったと思うんですけど、クーポンと現金との違いについてのお考えはいかがでしょうか。

平岡子育て支援課長 クーポンを実施した場合の事務費でございますが、想定される事務費としましては、偽造防止対策を講じたクーポン券の印刷費用、クーポン券の郵送費用、クーポン券換金による振込手数料、この事務にかかる人件費等が必要と想定されます。ただ、詳細な金額はなかなかあれですけども、たとえば現在実施中の元気に年越しながと応援券発行事業、これがだいたい同じ事業費くらいになりますので、ほぼ同程度の経費がかかるのではないかとこのように考えているところで、この応援券給付事業では、応援券の印刷及び換金費用を委託しまして、その予算が980万円というふうになっているところでございます。

ひさなが委員 もう1点、分割した場合、それから一括した場合、それからクーポンと併用した場合の職員の方の手間であったり負担であったりについての考えをお伺いいたします。

平岡子育て支援課長 現金支給を1回と2回に分けた場合、先ほど、数字でありますとか振り込みの作業が2回になりますので、そのあたりが職員の手間が増える部分だと思っております。クーポン券につきましては、現在、国からも詳細なことも来てないところでなかなか、どれぐらいの職員の手間がかかるかということはあるせんけども、かなりの事務量になるのではないかと考えております。

重村委員 それでは1点だけ。臨時会で1回採決して5万円は12月24日に振り込みますということで、執行部が動いていたと思うんですね。それで、24日に5万円振り込みますよという通知はね、もうすでにお手元に届いていると思うんですね。それで、今日の議決を経て本会議で、もう5万円プラスして10万円振り込むということになればね、そのはがきプラス、振り込んだあとなのか、その直前なのか、もう日にちがないですけど、5万円の予定を10万円にしましたという長門市としての姿勢をお届けする、皆さんにきちんと告知しないといけないという作業が出てくると思うんですね。5万円の通知はもう出した。で、これから発生する文書というか、通知、ご案内。これについてどういう予定になっていくのかご説明だけお願いします。

平岡子育て支援課長 それではお答えいたします。本日の補正予算の議決をいただきましたのちに、5万円から10万円変更になりました通知のほうを直ちに

支給対象者のほうに送付させていただく予定にしております。

重村委員 何日ぐらいになるかっていうのは言えないのか。例えば24日の振り込み当日までには届けるつもりなのか、それとも振り込んだあとに、もう年内をめどに、後日、あとで届くような状況になるのか。そこだけの見解を。

平岡子育て支援課長 お答えいたします。可能でありましたら、本日中に発送をしたいというふうに考えておりますけど、間に合わないような場合はちょっと明日になる可能性もございます。

岩藤委員 この支給に対して所得制限が960万円という金額があったかと思うんですが、共働きの方とかだったらそれを超えると思うんですね。それで、960万円以上の子育て世帯の方、さっき3,800人が対象になるというお話でしたが、ちょっとこれに外れてしまう子育て世帯が何世帯ぐらいあるのかなと思います。数字も把握されているのか、お尋ねをいたします。

平岡子育て支援課長 所得制限で受給できない方の人数ですけれども、高校生まで含まれますので全体は把握できませんけれども、令和3年の9月分の児童手当の特例給付の方が今受給できないというところがございます、その受給者でいきますと58人、対象児童でいきますと117人が受給できないということがございます。

吉津委員長 ほかがご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、補正予算全般にわたり、ご質疑はございませんか。

林委員 先ほどの事務方のほうに現金給付の3パターン、クーポンも合わせた3パターンのやり方、本市は現金一括っていう選択をしたっていう理由を尋ねました。それで副市長にお尋ねいたします。国は原則クーポンと言っていますが、一番やっぱり役に立つクーポンというのは日本銀行券だと私は思っていますし、これは何でも買えるということで、先ほどもニーズがあるということをおっしゃいました。ちょっと副市長にお尋ねしたいのは、もともとこの給付金というのは、コロナ禍で大変苦しんでいる女性や非正規、学生といった弱い立場の方々に現金給付を考えたいという、これは10月4日の岸田文雄首相の会見で述べられたことなんですけれども、これは対象を子育て世代に絞ったため、非正規労働者などコロナ危機で困っている多くの人たちには届かないという非常に大きな矛盾を抱えていますね。それで、そもそもこの長門市としては、この国が示したこの給付金の政策目的をどういうふうに受けとめているのか、コロナ対策なのか、子育て支援なのか、どちらで受けとめているのかというところをお尋ねしたいと思います。

大谷副市長 それではご指名ですのでお答えをいたします。11月19日の閣議決定、この日にいわゆる「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が決定されたわけでございますけれども、その中で子ども子育て支援の推進という項目

が立てられまして、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から支給するという閣議決定がなされたわけでございます。私どもといたしましては、この閣議決定の趣旨にのっとり、国の宝であります子どもたちの支援、これを力強くやっていかなきゃいけないと基礎自治体としても考えているところであり、本市としてはこのたびの補正予算の提出ということに至ったわけでございます。あくまでも子育て支援の推進に資するものというふうに私どもは理解しております。

林委員 そうしますと、子育て支援と受けとめているということは、子育て支援なら国も単発じゃなくて恒久的にやる必要があると思いますし、そもそも子育て支援なら所得制限を設けるといのはおかしいんじゃないか。全国の自治体の中には所得制限を設けずに、その部分は独自に支援するっていう自治体もありましたよね。もし大谷副市長がそのようにおっしゃるんだったら、そういう所得制限に引っかからない、先ほどの岩藤委員の質問にもあったような方々には独自の支援というの考えられなかったのか、どうだったのかという点だけお聞きして質疑を終わりたいとおもいます。

大谷副市長 委員お示しのように、最終的に、「自主財源をもって所得制限を撤廃し支給することが可能」という国の見解を受けまして、複数の自治体で所得制限を撤廃する動きがあったことは私どもも承知いたしております。ただ、本市といたしましては、先ほどの閣議決定、先ほど申し述べましたけれども、新型コロナウイルス感染症が長期化してその影響力が様々な人々に及ぶ中、なおかつこの子どもたちは力強く支援しなきゃいけないという閣議決定の趣旨に則りまして、私どもとしては、この所得制限は了ということにしたものでございます。

吉津委員長 ほか、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。